

令和8年度認証保育所保育料補助金のおしらせ

3～5歳児クラス

令和2年4月2日から
令和5年4月1日生まれまで
のお子様用



◆ 問い合わせ先 ◆

中央区 福祉保健部 保育課 保育給付係
〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号
電話：03(3546)5422

1 事業内容

認可保育所の入所基準を満たし、認証保育所に児童を預けている保護者の方の経済的負担を減らすため、認証保育所に支払う保育料の一部を補助します。

2 対象施設

東京都認証保育所（中央区外の施設も含む）
認証保育所一覧は下部の二次元コード【認証保育所一覧】をご確認ください。

3 対象者の条件（以下全ての条件に当てはまる必要があります。）

- ① 児童と保護者が、月の初日に中央区に住んでいる（住民登録がある）。
- ② 認証保育所と月極契約（月120時間以上）を締結し、申請月の初日から在籍している。
- ③ 子育てのための施設等利用給付認定を受けている。(注記)
- ④ 保護者全員が保育を必要とする状況（5ページ参照）にある。
- ⑤ 認証保育所の保育料を滞納していない。
- ⑥ 認証保育所と同時に認可保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業・公私立幼稚園などに在籍していない。

(注記) 「子育てのための施設等利用給付」の「認定」を受けただうえで、申請してください。

認定を受けていない期間は補助の対象にはなりません。認定を受けるためには、別途手続きが必要となりますので、下部の二次元コード【子育てのための施設等利用給付認定申請】をご確認のうえ、手続きしてください。

4 補助対象期間

令和8年4月～令和9年3月の間で、3の「対象者の条件」を満たす期間



【認証保育所保育料補助金】



【認証保育所一覧】



【子育てのための施設等利用給付認定申請】

5 補助金額（月額）

認証保育所にお支払いしている月額保育料に応じて、以下の表のとおり補助します。

※ 令和8年10月から、補助金額が一部変更となります。

【令和8年9月まで】

認証保育所の保育料	補助金額（月額）	
	第1子	第2子以降
1円以上 37,000円未満	認証保育所保育料の額	
37,000円以上 40,000円未満	37,000円	
40,000円以上 45,000円未満	40,000円	40,000円
45,000円以上 50,000円未満		45,000円
50,000円以上	50,000円	

【令和8年10月から】

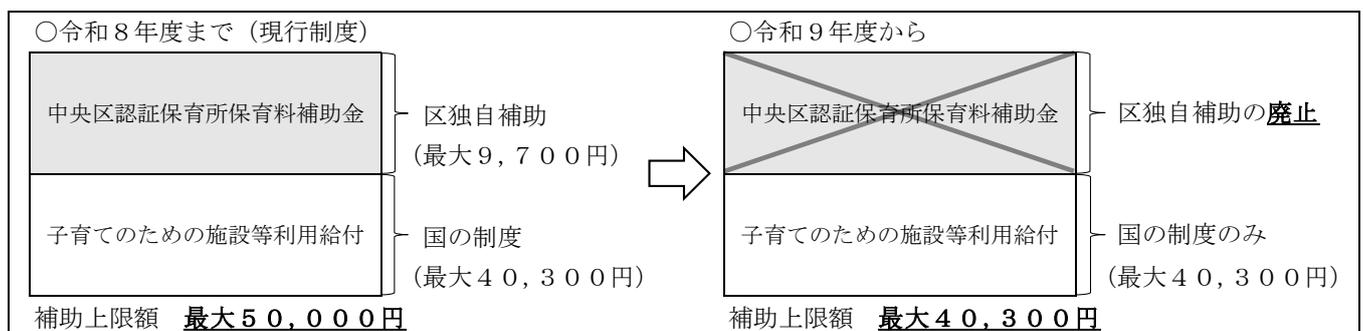
認証保育所の保育料	補助金額（月額）	
	第1子	第2子以降
1円以上 40,300円未満	認証保育所保育料の額	
40,300円以上 45,000円未満	40,300円	40,300円
45,000円以上 50,000円未満		45,000円
50,000円以上	50,000円	

【認証保育所に支払う月額保育料（月の初日時点の月額基本保育料）】

- ・ 契約時間は月220時間を上限とします。（月220時間を超える契約の場合は、週5日契約や週6日契約などの契約区分ごとに上限内で最も高い保育料とします。）
- ・ 入所料、延長保育料、オプション料金、補食代、雑費などは除きます。
- ・ 保育料の割引対象となる場合は、割引後の金額となります。

< 令和9年度以降の補助制度の見直しについて >

令和9年度から、補助上限額を現行の50,000円から40,300円に変更します。



8 交付申請の必要書類について

《区ホームページ》

- ・ 電子申請：以下の②～③のうち、該当する書類を電子申請フォームに添付してください。
- ・ 郵送・持参：以下の①～③のうち、該当する書類を郵送または持参にてご提出ください。



◆… 指定の様式があります。区役所で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。

必要書類		必要な方	備考
①	◆ 中央区認証保育所保育料補助金 交付申請書 兼 口座振替登録依頼書 ※1	全員	電子申請フォームが①を兼ねているため、フォーム内に添付する必要はありません。
②	保護者全員が保育を必要とする状況にあることを証明する書類	全員	5ページに記載の書類をご提出ください。
③	ご家族に関する書類 以下のa～gから該当する書類の写しをいずれか1つご提出ください。 a. 戸籍全部事項証明書（受理証明書） b. 児童扶養手当証書 c. ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）医療証 d. 児童育成手当認定通知書 e. 児童育成手当受給者証明書 ※2 f. 事件係属証明書（調停期日通知書） ※3 g. 大使館発行の独身証明書（和訳されたもの）	ひとり親家庭の方	※2 発行依頼先 子ども子育て支援課子育て給付係 TEL：03（3546）5350・5351 ※3 調停が係属中と判断できる書類に限ります。

※1 原則、電子申請での受付となったことに伴い、今年度から①の書類は綴じ込んでおりません。

郵送または窓口で申請される方は、指定の様式を区役所で受け取るか、区ホームページ(上部の二次元コード)からダウンロードしてください。

(注) 認可保育所の入所申込等で②～③の書類を提出している場合、提出を省略できます。ただし、受理できる書類は、証明日が令和8年4月1日以降のもので、提出日の状況から内容に変更がない場合に限りです。



② 保育を必要とする状況にあることを証明する書類

保護者全員が保育を必要とする状況は主に次のような場合をいいます。

※ 令和8年4月1日以降の証明日で発行された書類をご提出ください。

◆ … 指定の様式があります。区役所で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。

保育を必要とする事由(注1)	必要書類
就労 月48時間以上 従業員の方	◆ 就労証明書 ・ 区指定の書式で作成するよう就労先に依頼してください。 ・ 就労先が複数あり、1カ所で月48時間に満たない場合は、就労先それぞれについてご提出ください。
就労 月48時間以上 (・ 役員 ・ 自営業主 ・ 自営業専従者 ・ 家族従業員 ・ 業務委託)	① ◆ 就労証明書 ② 事業を営んでいることを証明する書類(営業証明) ・ ①は区指定の書式で作成してください。 ・ ①は保護者が代表者である場合、保護者自身が記入してください。 ・ ②については6ページをご確認ください。 ・ 就労先が複数あり、1カ所で月48時間に満たない場合は、就労先それぞれについてご提出ください。
育児休業 (注2)	① 母子健康手帳の写し(表紙と出生届出済の証明があるページの写し) ② ◆ 就労証明書(産育休取得期間・復職予定日を必ず記入してください。) ※ 育児休業中は原則補助対象外ですが、特例で補助対象となる場合があります。 (⇒ 8ページQ&A3を参照)
妊娠・出産	母子健康手帳の写し(表紙と分娩予定日の記載があるページ)
疾病・負傷・障害	診断書の写し ・ 病名、症状、回復見込み、日中保育を必要とする旨が記載されたもの。
介護・看護 (常時) (原則として同居の 親族が対象)	① ◆ 介護・看護に関する申立書 ② 介護・看護が必要な状況がわかる書類 ・ 診断書の写し、介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し(両面)、ケアプラン(介護サービス計画書)など
災害復旧	り災証明書(詳しくは区にお問い合わせください。)
学校などに在学・ 職業訓練 月48時間以上	① ◆ 在学証明書 ② 学生証などの写し ・ ①は区指定の書式で作成するよう在学先に依頼してください。 ・ 在学先または訓練先は、学校教育法、職業能力開発促進法または職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律規定のものに限ります。
求職活動	① ◆ 求職活動状況申立書 ② 求職活動中であることが客観的にわかる次のいずれかの書類の写し a. ハローワーク受付票 b. その他就労支援サービスの登録証 c. 求人情報サイトの個人情報登録画面および申込履歴画面の写し ・ ②は氏名や住所などが記載されているもの

(注1) 保育を必要とする事由により補助対象期間が異なります。(6ページ参照)

(注2) 「育児休業」で申請される場合、復職後に「◆ 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請内容変更届」および就労証明書を再提出する必要があります。再提出書類は、復職日以降の証明日で発行された書類が有効となります。
(8ページQ&A3を参照)

○ 自営業主などの方が「事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）」

下表のAグループ（事業の概要が確認できる書類）とBグループ（継続的に働いていることが確認できる書類）の中から、それぞれ提出可能なものを1種類ずつ選び、写しをご提出ください。

事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）	
Aグループ	Bグループ
事業の概要を確認できる書類	継続的に働いていることが確認できる書類 ※ 直近3カ月分を提出してください。 ※ 育児休業から復職する方は産前産後休暇前・育児休業前の3カ月分です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・ 営業許可証などの事業の許可証 ・ 税務署へ提出した開業届出書（受領印があるもの） ・ 青色申告承認申請書（受領印があるもの） ※ 電子申請の場合は、届出書と併せて受信通知など税務署が受理したことを確認できる書類の提出が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の名称・所在地・内容などがわかるパンフレットやホームページなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤簿、通勤記録 など ・ 給与（報酬）明細書、賃金台帳、振込口座の通帳またはネットバンキング（名義と振込のページ） など <自身が個人事業主・経営者の方は以下でも可> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業に伴う契約書、納品書、請求書、領収書 など ※ 契約先、取引先の機密情報はマスキング（黒で塗りつぶすこと）可

○ 保育を必要とする事由とその有効期間

「保育を必要とする事由」の補助対象期間は下表のとおりです。

有効期間が終了した場合、以後の期間は補助対象外となりますので、年度途中で有効期間が終了する方は、有効期間が終了する前に必要書類をご提出ください。

保育を必要とする事由	有効期間 始期（補助開始）	有効期間 終期（補助終了）
就労 月48時間以上	仕事を開始する月 または復職する月	仕事をやめた月 ^(注1) または 産前産後休暇・育児休業を取得する月
育児休業 ^(注2)	育児休業の開始月	育児休業の対象児童が1歳に達する 年度末の月 または育児休業から復職した月
妊娠・出産	出産予定月の2カ月前の月	出産日から起算して8週間を経過する 日の翌日が属する月
疾病・負傷・障害	疾病・負傷の診断や 障害者手帳の交付を受けた月	疾病・負傷が治癒した月
介護・看護	同居の親族を介護・看護し始めた月	介護・看護が不要となった月
災害復旧	被災した月	復旧が完了した月
学校等に在学・職業訓練 月48時間以上	学業・訓練を始める月	学業・訓練を卒業またはやめた月
求職活動	求職活動を開始する月	開始月の翌々月 (年度内に1回限り・期間は3カ月)

(注1) 派遣社員など雇用期間の定めがある場合は、雇用期間の最終日が含まれる月までが補助期間となります。

引き続き補助を受ける場合は、その後の雇用期間が分かるものをご提出ください。

(注2) 育児休業は、補助対象児童の下の子の育児休業を取得する場合です。なお、産前産後休暇開始日の前日以前から補助対象児童が継続して補助対象施設に在籍している場合に限り、特例で補助対象となる場合があります。

(⇒ 8ページQ&A3を参照)

9 申請後の内容変更

- ・ 申請書提出後、以下の変更が生じた場合には、必要書類を速やかに電子申請にて区にご提出ください。
- ・ 変更内容によっては、変更以降の期間が補助対象外となることがあります。

《申請フォーム》

<https://logoform.jp/form/CxKB/1486788>



◆…指定の様式があります。区役所で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。

変更の内容	必要書類
ほかの認証保育所へ転園	◆ 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請内容変更届
申請者・口座の変更	
世帯状況の変更	① ◆ 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請内容変更届 ② 変更が確認できる書類 ・ ②は電子申請フォームに添付してください。
保育を必要とする事由の変更 (転職・退職・産休取得など) ⇒6ページ参照	

(注) 電子申請フォームが ◆ 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請内容変更届 を兼ねているため、フォーム内へ添付する必要はありません。紙の申請書で申請を行う場合は、区ホームページからダウンロードのうえ、郵送または中央区役所本庁舎6階の保育課窓口、日本橋・月島・晴海特別出張所までご持参ください。

10 その他確認事項

- ・ 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還していただきます。
- ・ 年度を超えての申請はできません。ただし、子育てのための施設等利用給付認定を受けている場合、補助金の一部(施設等利用給付分)は2年間分さかのぼって請求することができます。

～ 認証保育所保育料補助金 よくある質問 ～

Q1	補助を受けている途中で仕事を辞めた場合はどうなりますか。
A1	<u>仕事を辞めた場合は補助対象外</u> になります。他の「保育を必要とする事由」に切り替える場合は、「◆ 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請内容変更届」および5ページの必要書類をご提出ください。
Q2	補助を受けている途中で転職した場合は、何か手続きが必要ですか。
A2	転職後、速やかに「◆ 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請内容変更届」および新しい就労先が発行した「◆ 就労証明書」を提出してください。変更届には以前の就労先の退職日と、新しい就労先での就労開始日および就労先名を記入してください。

Q 3	育児休業中でも補助を受けられる場合はありますか。
A 3	<p>あります。補助対象児童（上の子）が認証保育所を継続的に利用しており、「施設の利用開始日」が「育児休業の対象となる児童（下の子）」の産前産後休暇・育児休業開始日より前※の場合、<u>下の子が1歳に達する年度の末日まで</u>補助対象となります。</p> <p>復職後は、復職月中に「◆ 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請内容変更届」および復職日が記載された就労証明書をご提出ください。</p> <p>なお、育児休業中に保育を必要とする事由を変更する場合は、区にお問い合わせください。</p> <p>※ 産前産後休暇を伴う育児休業である場合は産前産後休暇開始日より前、伴わない育児休業の場合は育児休業開始日より前であることが条件となります。</p> <p>※ 産前産後休暇開始日は、出産日の2カ月前の月の初日とみなします。</p>
	<p>【例】 下の子が令和7年9月1日生まれの場合、上の子については令和9年3月31日まで補助対象。</p>

Q 4	中央区への転入・転出や、施設への入所・退所が月途中の場合、補助金の対象期間はどのようになりますか。																	
A 4	<p>補助対象となる期間は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>日付</th> <th>対象月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・区内への転入日 ・施設への入所日</td> <td>1日</td> <td>当月から対象</td> </tr> <tr> <td>2日以降</td> <td>翌月から対象 (子育てのための施設等利用給付を受けていれば、当月分は認可外保育施設として施設等利用給付をうけることができます。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区外への転出日</td> <td>1日</td> <td>前月まで対象</td> </tr> <tr> <td>2日以降</td> <td>当月まで対象</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設の退所日</td> <td>1日</td> <td rowspan="2">当月まで対象 (保育料を支払った場合に限る。)</td> </tr> <tr> <td>2日以降</td> </tr> </tbody> </table>	状況	日付	対象月	・区内への転入日 ・施設への入所日	1日	当月から対象	2日以降	翌月から対象 (子育てのための施設等利用給付を受けていれば、当月分は認可外保育施設として施設等利用給付をうけることができます。)	区外への転出日	1日	前月まで対象	2日以降	当月まで対象	施設の退所日	1日	当月まで対象 (保育料を支払った場合に限る。)	2日以降
状況	日付	対象月																
・区内への転入日 ・施設への入所日	1日	当月から対象																
	2日以降	翌月から対象 (子育てのための施設等利用給付を受けていれば、当月分は認可外保育施設として施設等利用給付をうけることができます。)																
区外への転出日	1日	前月まで対象																
	2日以降	当月まで対象																
施設の退所日	1日	当月まで対象 (保育料を支払った場合に限る。)																
	2日以降																	

Q 5	提出期限を過ぎてしまいました。補助金の申請はできますか。
A 5	<p>当年度の最終提出期限までは申請できますので、必要書類をご提出ください。</p> <p><u>ただし、最終提出期限の時点で書類に不備がある場合は、補助金は交付されません。なるべくお早めにご提出ください。</u></p>